

川崎市公告第332号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 小田公園じゃぶじゃぶ池広場等管理運営業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区小田4-20-38
- (3) 履行期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要 本業務は、小田公園内のじゃぶじゃぶ池広場及びみんなのトイレについて、安全な利用に供するため、施設の管理運営業務を行うものです。

広場点検及び清掃等業務	N=1 式
池開設期間管理運営業務	N=1 式

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」、種目「人的警備」で登録されている者で、かつ業種「施設維持管理」、種目「空調・衛生設備保守点検」で登録されている者。
- (5) 川崎市川崎区、幸区に本社を有すること。

※ 本業務は、事件・事故の発生、施設の破損や不具合などの緊急時において、本社との支援体制を速やかに整え、現場対応を迅速に行う必要があるため、発注者である川崎区役所道路公園センターと同区または隣接区に本社を有することを参加資格とします。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布場所

入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和8年2月5日(木)から令和8年2月12日(木)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

(5) 提出場所

〒210-0834 川崎市川崎区大島1-25-10

川崎市川崎区役所道路公園センター

電 話：044-244-3206

FAX：044-246-4909

E-Mail：61doukan@city.kawasaki.jp

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和8年2月19日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスに登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(5)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail：61doukan@city.kawasaki.jp

FAX：044-246-4909

(2) 質問受付期間

令和8年2月20日(金)午前9時から令和8年2月27日(金)午後5時までです。

(3) 質問書の様式

3(1)と同じ

(4) 回答方法

令和8年3月3日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参

加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和8年3月10日（火）10時30分

イ 場所 川崎市川崎区大島1-25-10 川崎区役所道路公園センター2階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供または金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報

かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引」を御確認ください。

10 その他

- （1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- （2）公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- （3）詳細は、入札説明書によります。
- （4）公告に関する問い合わせ先は、上記3（5）に同じです。